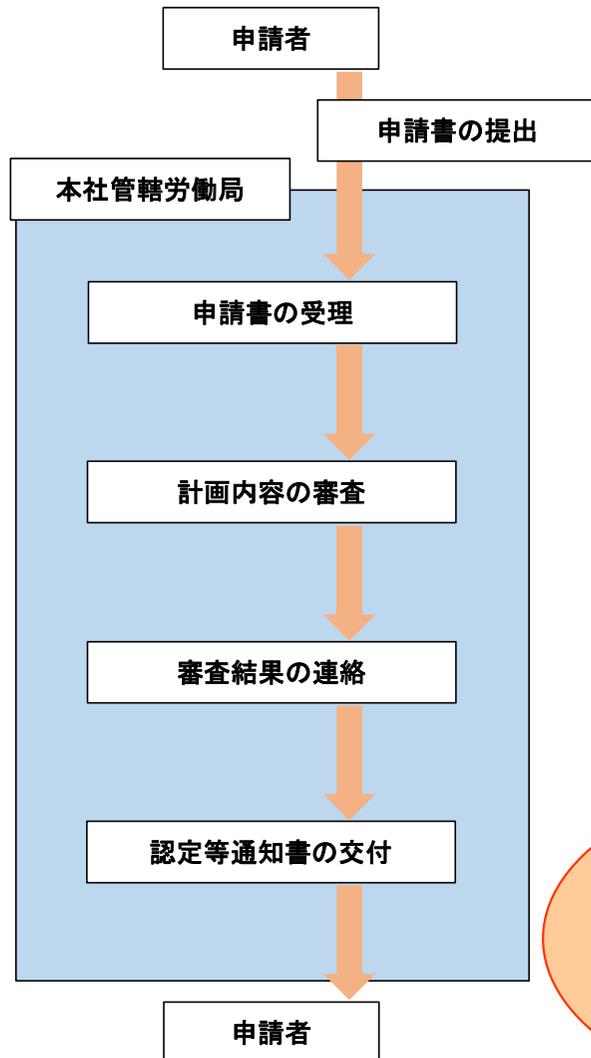


第二種計画認定の流れ

◆ 有期特措法に基づく第二種計画認定申請について(大阪労働局ホームページ内)

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/202208011137.html ➡



☞ 申請書の提出

- 申請書及び添付書類は**2部(正・副)**ご提出ください。
- 提出にあたっては、大阪労働局ホームページ掲載のチェックリストをご活用ください。
- 郵送で提出する場合、ご担当者様の名刺などを同封してください。
- 社会保険労務士が提出する場合、必ず**提出代行印**を押してください。
- 本社所在地を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできますが、審査事務等は労働局で行いますので、ご注意ください。

☞ 計画内容の審査

- 不明点の確認や追加書類の提出をお願いする場合がありますので、お手元に提出いただいた申請書一式の控えをご準備ください。

☞ 審査結果の連絡

- 審査結果の電話連絡は申請事業主に行います。社会保険労務士に審査結果を連絡することはありませんので、あらかじめご了承ください。

☞ 認定等通知書の交付

- 認定等通知書の交付は申請事業主に行います。社会保険労務士による受領はできませんので、ご注意ください。
- 郵送による交付を希望する場合、**レターパックプラス**(赤色のレターパック)を同封してください。

重要!

第二種計画認定の効力は、**無期契約で定年を迎えた労働者を定年後に継続雇用する場合**に及びます。有期契約で定年年齢を迎えた労働者や他社*で定年を迎えた労働者は、対象となりません。*特殊関係事業主を除く

【問い合わせ先】

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒540-8527

大阪市中央区大手前4丁目1番67号

大阪合同庁舎第2号館8階

TEL: 06-6949-6494